

⑫防災組織

令和6年3月

消 防 力 の 現 状

令和6年2月1日現在

区分 消防(局)本部名	消防本部・署							消防団					消防水利	
	消防 吏員数 (人)	普通消防 ポンプ 自動車数 (台)	水槽付消 防ポンプ 自動車数 (台)	はしご 自動車 (台)	化学消防 自動車 (台)	救 急 自動車 (台)	消防団数	分団数	消 防 団員数 (人)	普通消防 ポンプ 自動車数 (台)	小型動力 ポンプ付 積載車 (台)	小型動力 ポンプ (台)	消火栓 (公設)	防火水槽 (公設、40 トン以上)
福 井 市	369	17	3	4	3	11	1	54	1,006	1	52		9,613	829
大 野 市	54	4		1	1	4	1	9	452	10	20		496	245
勝 山 市	36	3	1	0		3	1	12	293	2	11		437	203
永 平 寺 町	38		3			3	1	11	356	10	10		157	257
嶺 北 消 防 組 合	201	6	4	2	4	8	2	33	719	34	7		6,233	985
鯖江・丹生消防組合	122	6	1	1	1	7	2	34	563	34	3		3,484	875
南 越 消 防 組 合	145	6	4	2	2	8	3	33	795	11	26		2,533	703
敦賀美方消防組合	151	3	4	2	2	6	3	16	739	21	34	3	1,331	215
若 狭 消 防 組 合	124	7	3	1	1	6	4	33	961	9	39	45	997	518
計	1,240	52	23	13	14	56	18	235	5,884	132	202	48	25,281	4,830

自主防災組織の現況（令和5年4月1日現在）

	管内世帯数 (A)	自主防災組織が組織され ている地域の世帯数 (B)	自主防災 組織数 (C)	組織率（カバー率） ①B/A (%)
福 井 市	106,722	102,325	1,143	95.9
敦 賀 市	29,019	26,232	89	90.4
小 浜 市	12,192	8,934	112	73.3
大 野 市	11,578	11,091	181	95.8
勝 山 市	7,072	6,988	117	98.8
鯖 江 市	25,499	25,434	160	99.7
あ わ ら 市	10,289	9,758	110	94.8
越 前 市	31,295	31,295	239	100.0
坂 井 市	32,963	25,302	328	76.8
永 平 寺 町	6,378	6,378	89	100.0
池 田 町	890	692	19	77.8
南 越 前 町	3,361	3,296	72	98.1
越 前 町	7,264	5,770	67	79.4
美 浜 町	3,643	2,785	22	76.4
高 浜 町	4,278	3,445	44	80.5
お お い 町	3,254	2,353	46	72.3
若 狭 町	4,951	4,658	88	94.1
合計・平均	300,648	276,736	2,926	92.0

（注）管内世帯数（A）は、「住民基本台帳に基づく人口、世帯数調べ（令和5年4月1日現在）」に基づく

福井県防災航空事務所

1 目的

近年の社会構造の変化に伴い、大規模化、広域化、多様化する災害に対応するため、「防災ヘリコプター」を有効に活用し防災体制の充実を図る。

また、あわせて「福井県防災航空事務所」を設け、防災ヘリコプターの安全で円滑な運航と航空防災体制の確立を図る。

2 設置時期

平成8年10月1日（消防職員の派遣配置および防災航空隊設置も同日）

なお、防災ヘリコプターの運航は、平成9年度から行っている。

3 組織

防災ヘリコプターの運航を機動的に行うため、危機対策・防災課の出先機関として防災航空隊を配置した「福井県防災航空事務所」を設置している。福井県防災航空事務所は、所長および防災航空隊員（消防防災活動を行う消防職員）ならびにヘリコプターの運航管理業務を行う委託業者により構成する。

4 業務内容（福井県行政組織規則第39条の20）

- (1) 防災ヘリコプターによる防災のための活動に関すること。
- (2) 防災ヘリコプターによる消防の応援のための活動に関すること。
- (3) 防災ヘリコプターの維持管理に関すること。
- (4) (1) または (2) に掲げる活動に必要な資材、機材等の維持管理に関すること。
- (5) 臨時のヘリポートの確保に関すること。
- (6) その他、防災ヘリコプターの運航に関すること。

5 運航内容

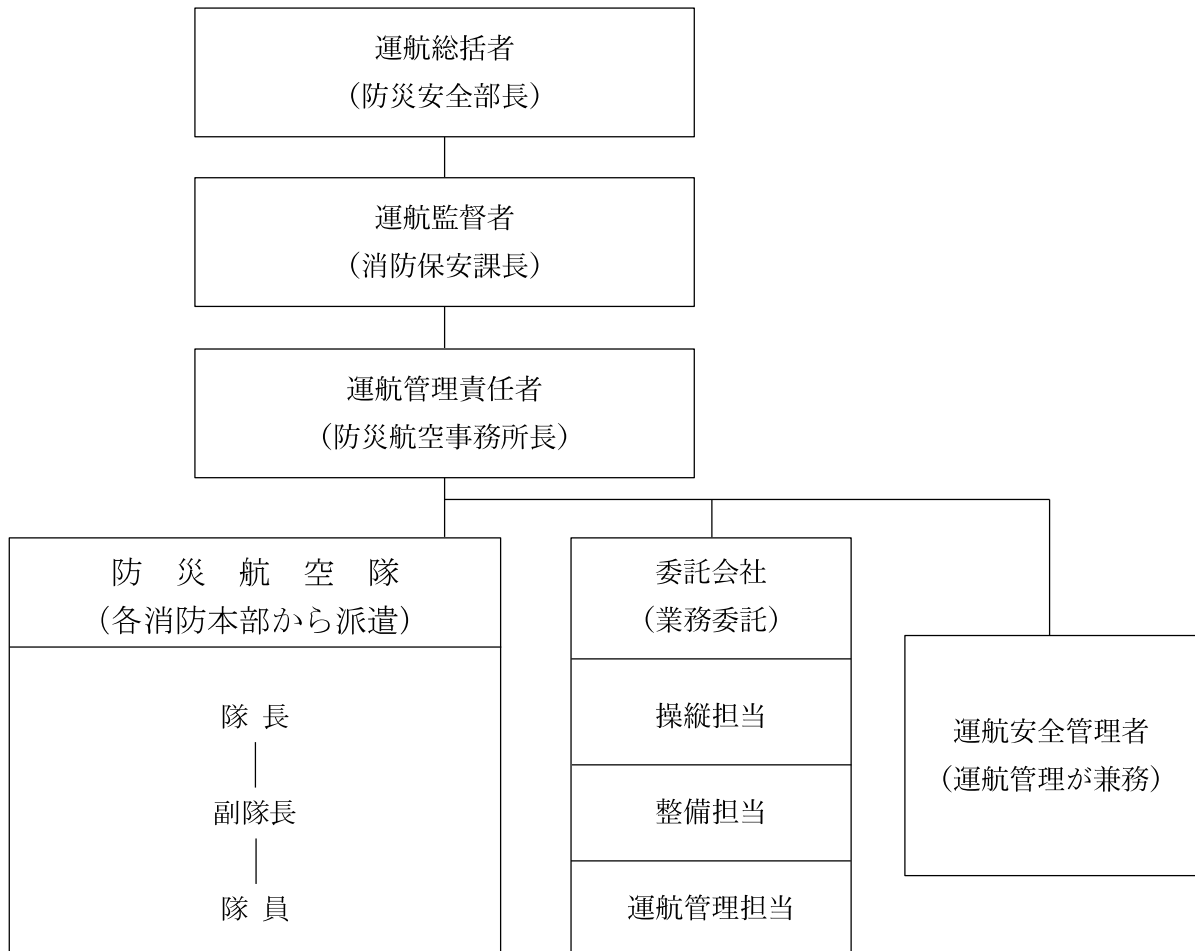
- | | |
|--------------|--|
| (1) 救急活動 | …山村からの救急患者搬送、傷病者発生地への医師等の搬送
および医療機材等の輸送 |
| (2) 救助活動 | …河川・海等での水難事故における捜索・救助 |
| (3) 災害応急対策活動 | …地震・豪雨・豪雪災害等の状況把握、被災地等への物資・
医療品等の緊急輸送および応援要員・医師等の搬送 |
| (4) 火災防御活動 | …林野火災等における空中からの消火活動、火災における情
報収集・伝達・住民への避難誘導等の広報 |
| (5) 広域災害応援活動 | …近隣県等への航空消防防災応援協定による相互応援協力 |
| (6) 災害予防活動 | …災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加、住民へ
の災害予防の広報 |
| (7) 一般行政活動 | …県政の広報・啓発活動・各種行政調査活動、空中撮影 |

防災ヘリコプター「ブルーアロー」の運航体制

1 運航基地

ヘリコプターの運航基地は「福井県防災航空事務所」とする。

2 組織図



3 職員数

所長	航空隊			委託会社			事務補助者
	隊長	副隊長	隊員	操縦担当	整備担当	運航管理担当	
1名	1名	2名	5名	2名	3名	1名	1名

福井県防災ヘリコプター運航管理要綱

福井県

令和5年5月22日

福井県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

第1章	総則	(第1条—第3条)
第2章	運航体制	(第4条—第15条)
第3章	運航管理	(第16条—第25条)
第4章	安全管理等	(第26条—第27条)
第5章	教育訓練	(第28条—第33条)
第6章	航空消防活動	(第34条—第37条)
第7章	航空機事故防止対策等	(第38条)
第8章	相互応援協定等	(第39条—第40条)
第9章	雑則	(第41条—第42条)
附則		

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、福井県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(他法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（令和元年消防庁告示第4号。以下「基準」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空機等 航空機、航空機用装備品、防災業務活動用装備品等をいう。
- (2) 航空隊員 航空機に搭乗し航空消防活動に従事する福井県防災航空事務所（以下「防災航空事務所」という。）の職員をいう。
- (3) 自隊訓練 航空隊員の基本技術および応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。
- (4) 運航計画 航空機を効率的に運航するため、航空消防活動について定める飛行計画をいう。
- (5) 委託業者 県が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航業者をいう。
- (6) 航空消防活動指揮者 航空機に搭乗して運航を指揮する者をいう。（以下「運航指揮

者」という。)

(7) 航空消防活動従事者 航空機に乗り組んでその運航又は航空消防活動に従事する者をいう。(以下「活動従事者」という。)

(8) 操縦士 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十八条の規定により航空機を操縦することができる航空従事者(定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格についての技能証明を有する者に限る)をいう。

第2章 運航体制

(運航基地)

第4条 航空機の運航基地は、防災航空事務所とする。

(運航総括者)

第5条 航空機の運航の総括は、防災安全部長(以下「運航総括者」という。)が行う。

(運航監督者)

第6条 航空機の運航の監督は、消防保安課長(以下「運航監督者」という。)が行う。

(運航管理責任者および運航安全管理者)

第7条 福井県防災航空隊(以下「航空隊」という。)の指揮監督、航空機等の維持管理等航空機の運航管理に関する事務は防災航空事務所長(以下「運航管理責任者」という。)が掌理する。

2 航空隊に、運航安全管理者を置く。

3 運航安全管理者は委託業者の運航管理担当者がその職務を兼務し、航空隊の運航の安全を確保する観点から、航空消防活動従事者、機長その他の関係者に対して航空機の運航、防災業務の実施に関する助言を地上から行うものとする。

また、隊長もしくは副隊長を通じて、航空隊員の健康管理に努めるとともに、運航管理責任者が実施する教育訓練等の立案に対する助言およびこれらの業務に必要な調査研究等を行うものとする。

(航空隊の設置)

第8条 防災航空事務所に航空隊を置く。

2 航空隊は、航空機に搭乗し、直接防災業務に従事する。

3 航空隊に、隊長、副隊長および隊員を置く。

(隊長の任務)

第9条 隊長は、運航管理責任者の指揮を受け、副隊長および隊員を指揮監督し、防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

2 隊長は、運航管理責任者に事故あるときはその職務を代行する。

(副隊長の任務)

第10条 副隊長は、運航管理責任者の指揮を受け、隊長を補佐し、隊長に事故あるときはその職務を代行する。

(隊員の任務)

第11条 隊員は、隊長および副隊長の指揮を受け、航空機の性能と災害等の状況に即応した航空消防活動の遂行に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(航空機に搭乗する者の指名)

第12条 運航管理責任者は、航空機を運航する場合には、搭乗する活動従事者を指名するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(運航指揮者)

第13条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しない場合には、運航管理責任者が航空機に搭乗する航空隊員の中から運航指揮者を指名する。

(2名操縦士体制)

第14条 航空消防活動を行う航空機には、操縦士2名を組み合わせるものとする。

2 運航管理責任者は、前項の操縦士のうち1名を機長に、他の1名を副操縦士に指定するものとする。

3 副操縦士は、機長が行う操縦の補助及び周囲の監視を行うとともに、機長に事故があるときは、機長に代わってその職務を行うものとする。

(操縦士の乗務要件)

第15条 乗務要件については、次のとおりとする。

(1) 機長

ア 1,000時間の機長時間、うち500時間は回転翼機の機長時間

イ 500時間の実施する運航と類似した運航環境における飛行時間

「類似した環境」とは海、山、交通量の多い都会などの地形学的な特徴が類似した運航環境をいう。

ウ 50時間の当該型式の飛行時間

エ 50回の吊下揚収運航経験

(2) 副操縦士

ア 回転翼事業用操縦士技能証明及び乗務機の型式限定

イ 第一種航空身体検査証

ウ 航空特殊無線技士または航空無線通信士

エ 特定操縦技能審査技能証明書

(3) 基準第7条2項に規定する機長の乗務要件

第33条第1項第1号に定める乗務要件・訓練審査プログラムの要件を満たすもの

第3章 運航管理

(運航する航空機等)

第16条 運航監督者は、法第23条および法第25条の規定に基づく技能証明書を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、その性能を最大限発揮することができる状態にしておかなければならない。

(運航範囲)

第17条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

ア 山村等からの救急患者の搬送

山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送および医療機材等の輸送

山村等の交通遠隔地において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

遠隔地へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

エ その他救急活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索または救助

水難事故および山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 中高層建築物火災における救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近することができない被災者等の救助

大雨、山崩れ等により陸上からの救助が不可能で、かつ救助が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路および自動車専用道路での事故における救助

高速道路および自動車専用道路での事故で、救急車による収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他救助活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(3) 災害応急対策活動

ア 被災状況調査および情報収集活動等

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害または事故災害（以下「災害等」という）が発生もしくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる被災

状況調査および情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

- イ 食料、衣料その他生活必需品および復旧資機材等の救援物資、人員等の輸送等
災害等が発生し、または発生するおそれがある場合で、食料、衣料その他生活必需品および復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送または搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害に関する情報、警報等の伝達広報活動
災害等が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害に関する情報および避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達広報するため必要があると認められる場合
- エ その他災害応急対策活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
地上における活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
- イ 被害状況調査および情報収集活動
大規模火災等が発生し、広範囲にわたる被害状況調査および情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- ウ 人員および消防資機材等の輸送等
大規模火災等において、人員および消防資機材等の輸送等が困難な場合または航空機による輸送等が有効と認められる場合
- エ その他火災防御活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(5) 広域災害応援活動

県が締結している他府縣市等との災害応援協定による相互応援

(6) 災害予防活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 住民への災害予防の広報

(7) 防災訓練等参加

(8) 自隊訓練

(9) 一般行政活動

(10) その他運航総括者および運航監督者が必要と認める活動

- 2 航空機の運航は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、日の出から日没までの間における緊急運航の場合はこの限りではない。

(運航計画等)

第18条 運航管理責任者は、防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、福井県防災ヘリコプター年間運航計画(様式第1号)、福井県防災ヘリコプター月間運航計画(様式第2号)および年間教育訓練等基本計画(様式第4号)、を定め、運航監督者に報告しなければならない。

(緊急運航)

第19条 第17条第1項第1号から第5号までに規定する運航(以下「緊急運航」という。)は、前条に規定する運航計画に基づく運航(以下「通常運航」という。)に優先する。

- 2 運航管理責任者は、航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。
- 3 運航管理責任者は、緊急運航の要請があった場合には、直ちに運航監督者にその内容および出動の有無を報告しなければならない。

(緊急運航の要請)

第20条 緊急運航の要請は、福井県防災ヘリコプター応援協定に基づき、災害等が発生した市町および消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）の長が運航管理責任者に対してこれを行う。

- 2 市町等は、緊急運航の要請基準に該当しそうな事例が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、すみやかに運航管理責任者に連絡するよう努めるものとする。
- 3 運航管理責任者は、緊急を要し、市町等の長による要請を待ついとまがないと認められる場合には、当該要請を待たずに緊急運航を行うことができる。

(緊急運航の決定)

第21条 運航管理責任者は、前条第1項の要請を受けた場合には、災害等の状況および現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、隊長に必要な指示をするとともに要請者にその旨を回答しなければならない。

- 2 運航管理責任者は、前項の可否を決定するに当たっての手順について別途定めるものとする。
- 3 隊長は、前項第1項で要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(緊急運航に伴う報告)

第22条 運航指揮者は、緊急運航を終了した場合には、すみやかに活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

- 2 緊急運航を要請した市町等の長は、災害等が収束した場合は、その旨を運航管理責任者に報告するものとする。
- 3 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、すみやかに運航監督者に報告しなければならない。

(情報連絡および報告)

第23条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

- 2 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第3号）を作成し、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第24条 運航監督者は、市町と協議し、防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場を定めなければならない。

- 2 運航管理責任者は、前項の飛行場外離着陸場を適宜調査し、使用の確保に努めなければならない。

(使用手続)

第25条 航空機の使用に関する手続は別に定める。

第4章 安全管理等

(安全管理)

第26条 運航総括者は、航空関係法令および国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、防災業務の適正な執行体制および航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務および分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第27条 運航指揮者は、航空隊員の任務および分担業務が適正に執行され、防災業務を効果的かつ安全に遂行することができるよう努めなければならない。

第5章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第28条 運航管理責任者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制ならびに施設、設備および教材の適正管理を図り、航空隊員の養成および資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務を効果的に行うため、市町およびその他関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(搭乗職員養成訓練)

第29条 運航監督者は、運航管理責任者に、次期航空隊員等に対して必要な教育訓練(以下「搭乗職員養成訓練」という。)を実施させるものとする。

2 運航管理責任者は、搭乗職員養成訓練を行う場合には、その訓練実施計画を作成し、運航監督者に対して報告するものとする。

3 運航監督者は、運航管理責任者が作成した訓練実施計画について、福井県消防長会と必要な事項について協議するものとする。

(自隊訓練)

第30条 運航管理責任者は、運航計画に基づき自隊訓練を実施しなければならない。

(操縦士の養成訓練)

第31条 運航管理責任者は、将来にわたり操縦士を安定的に確保できるよう、運航委託業者と協議し、必要な養成訓練を行うものとする。

(操縦士の操縦技能の確認)

第32条 運航管理責任者は、操縦士の効率的な養成および安全かつ確実な航空消防活動

に資するため、毎年、委託業者とともに、操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

(教育訓練計画等)

第33条 運航管理責任者は、委託業者と協議の上、次に掲げる事項について定めた計画および要領を作成するものとする。

一 第31条に規定する操縦士の養成訓練および前条に規定する操縦士の操縦技能の確認(以下「教育訓練等」という。)を実施するための教育訓練等基本計画および乗務要件・訓練審査プログラム

二 航空機の安全かつ効率的な運航のためにすべての利用可能な人員、資器材および情報を効果的に活用する措置(CRM)に係る実施要領

三 運航中の航空機における活動従事者による周囲の監視および機長の注意を喚起するための措置(ボイス・プロシージャール)に係る実施要領

2 運航管理責任者は、本条第1号に規定する教育訓練等基本計画に基づき、次年度開始までに教育訓練等実施計画を作成するものとする。

第6章 航空消防活動

(調査)

第34条 運航管理責任者および活動従事者は、航空消防活動の安全かつ円滑な実施を図るため、航空機を運航することが見込まれる区域における必要な事項の調査を行うものとする。

(操縦士および運航指揮者の運航中の安全対策)

第35条 操縦士および運航指揮者は、航空機の運航中は運航体制、周辺の気象の状況及び地理的条件、航空機の機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。

2 操縦士または運航指揮者は、航空消防活動を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航管理責任者に報告するものとする。

(運航管理責任者の運航中の安全対策)

第36条 運航管理責任者は、航空機の運航中に、衛星通信を活用した航空機の動態を管理するシステム等による飛行状況の監視および航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて操縦士および運航指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、操縦士および運航指揮者に対し、航空消防活動を中止するように指示するものとする。

(他の行政機関(以下「関係機関」という)との連絡体制)

第37条 県は、航空消防活動の実施に関し、航空機を用いた捜索及び救助を行う関係機関と相互に緊密に連絡する体制を整備するよう努めるものとする。

第7章 航空機事故防止対策等

(航空機事故発生時の捜索救助体制の確立及び報告)

第38条 県は、航空機に係る事故（法第76条第1項各号に掲げる事故に限る。以下同じ。）が発生した場合または発生した疑いがある場合には、運航管理責任者が別途定める要領に基づき、速やかに当該航空機の捜索および救助の体制を確立するものとする。

2 前項の場合においては、県は速やかにその旨を消防庁長官に報告するものとする。

第8章 相互応援協定等

(相互応援協定等)

第39条 県は、近隣の他の地方公共団体との間で、相互応援協定を締結するよう努めるものとする。

2 県は、相互応援協定を締結した他の地方公共団体との間で、それぞれの航空機に係る法第10条第1項に規定する耐空証明を受けるために必要な検査（以下「耐空検査」という）の時期の調整等を行うことにより、当該県の区域における航空消防活動に必要な航空機の運航が常時確保されるよう努めるものとする。

(関係機関との連携)

第40条 県は、耐空検査等により、航空機が運航できない場合に備えて、関係機関との間で、航空消防活動の必要がある災害が発生した場合における対応を相互に協力して行うための協定等を締結するよう努めるものとする。

第9章 雑則

(記録および報告)

第41条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第42条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

福井県防災ヘリコプター使用要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、福井県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第25条の規定に基づき、防災ヘリコプターの使用手続きに関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 防災ヘリコプターの使用手続きに関しては、要綱および福井県防災ヘリコプター応援規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2章 緊急運航

(緊急運航の要請)

第3 要綱第20条第1項の緊急運航の要請は、規程に基づき、災害等が発生した市町および消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）の長が運航管理責任者に行う。

2 前項の要請は、運航管理責任者に対して速報後、防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第4 要綱第21条第1項の緊急運航の決定は、運航管理責任者が防災ヘリコプター緊急運航決定書（様式第2号）により行うものとする。

(緊急運航の報告)

第5 運航指揮者は、緊急運航を終了した場合には、緊急運航速報（様式第3号）により、速やかに活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した市町等の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式任意）により、その旨を運航管理責任者に報告するものとする。

3 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航監督者に報告しなければならない。

(緊急運航の受け入れ体制)

第6 緊急運航を要請した市町等の長は、防災航空隊と密接な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保および安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所および病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

第3章 災害予防活動

(災害予防活動の使用申請)

第7 要綱第17条第1項第6号に定める災害予防活動を予定する者は、運航管理者に2月末日までに翌年度の使用予定について防災ヘリコプター災害予防活動使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに、防災ヘリコプター災害予防活動使用申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

(災害予防活動の使用承認)

第8 運航管理責任者は、第7の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 運航管理責任者は、前項により承認した場合は、防災ヘリコプター災害予防活動使用承認書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

第4章 防災訓練等参加

(防災訓練等への参加基準)

第9 防災ヘリコプターの防災訓練への参加は、市町等が主催する防災訓練および消防訓練（以下「防災訓練等」という。）とする。

2 防災ヘリコプターによる訓練は、救急活動訓練のみまたは救助活動訓練、災害応急対策活動訓練もしくは火災防衛訓練のうち2種目以内とする。

(防災訓練等への参加依頼)

第10 防災訓練等に防災ヘリコプターの参加を希望する市町等の長は、訓練月の前々月の末日までに、防災ヘリコプター防災訓練等参加依頼書（様式第8号）に防災訓練等の計画書を添えて運航管理責任者に提出しなければならない。

(防災訓練等への参加決定)

第11 運航管理責任者は、第10の依頼があったときは、訓練場所の飛行条件の調査を行ったうえ、適当と認めるときは、その参加を決定するものとする。

2 運航管理責任者は、前項により決定した場合は、防災ヘリコプター防災訓練等参加決定通知書（様式第9号）を市町等の長に交付するものとする。

3 運航管理責任者は、前項の参加決定通知に必要な条件を付けることができるものとする。

(防災訓練等への参加の中止)

第12 運航管理責任者は、当日の気象条件が防災ヘリコプターの運航に適さない場合には、防災ヘリコプターを使用する訓練の一部または全部を中止するものとする。

(防災訓練等への参加時の市町等の措置)

第13 市町等の長は、第11の参加決定があった場合、次の措置を行わなければならない。

- (1) 防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、航空法施行規則第172条の2に規定する飛行、場外離着陸許可申請に係る場外離着陸場の位置図、周辺詳細図、土地使用承諾書を作成のうえ、訓練日の1か月前までに運航管理責任者に提出する。
- (2) 離着陸地帯には所定の標識を設け、散水等必要な措置を講ずる。
- (3) 防災ヘリコプターの離着陸に際しては、人員を配置して離着陸地帯およびその周辺への立入を禁止する。
- (4) 防災ヘリコプターの離着陸に伴う騒音、砂塵等について、事前に離着陸場周辺住民に理解を得る。なお、万一これらの苦情等が発生した場合には、市町等の責任で処理する。
- (5) 場外離着陸場の確認のため、航空隊が行う事前調査、訓練に際し、(2)～(4)の措置を講ずる。
- (6) 訓練に必要な資機材の借用、陸上輸送等が必要な場合には、所要の協力を行う。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月22日から施行する。

防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請団体機関名 _____
 代表者氏名 _____
 電 話 _____
 F A X _____

発 信 者	(所属) _____ (階級・氏名) _____
災 害 種 別	1:救急 2:救助 3:災害応急 4:火災防御 5:広域応援
要 請 内 容	1:救急 2:救助 3:物資等輸送 4:火災消火 5:広報 6:調査 7:ホイスト投入
発生場所・目標	(市町) _____ 目標 _____
緯度経度	N _____ E _____
発 生 日 時	令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
災害(事故)概要	
気 象	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 m 雲高 m 警報・注意報
出場先臨時着陸場	場所 (市町) _____ 目標 _____ 要請側病院名 _____
搬送先臨時着陸場	場所 (市町) _____ 目標 _____ 搬送先病院名 _____
傷 病 者 等	傷病者氏名 _____ 生年月日 年 月 日 (歳) 傷病名 _____ 程度 (重・中・軽) 男・女
地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 _____ コールサイン _____ 無線種別 (統制波 _____ ・主運用波 _____)
他の航空機の 活 動 要 請	(有・無) 機関名 _____ 機数 _____ 機 _____
要 請 日 時	令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分

以下の項目については、運航管理責任者が記入後至急通知します。

防災ヘリコプター緊急運航決定書

決定者 _____ 福井県防災航空事務所長 _____

受 信 日 時	令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
受 信 者	隊長・副隊長・隊員
出 動 の 有 無	有 ・ 無
航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 _____ コールサイン _____ 無線種別 (統制波 _____ ・主運用波 _____)
到着予定時間	令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
活動予定時間	時間 分
その他特記事項	

様式第3号（第5関係）

緊急運航速報

要請活動種別	1：救急 2：救助 3：災害応急 4：火災防御 5：広域応援	
要請者		
発生場所		
発生（要請）日時	令和 年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分	
要請方法		
事故概要		
死傷者等	死者・行方不明者（性別・年齢） （死・行） （死・行） （死・行） （死・行） 計 死者 名・行方不明者 名	負傷者等 名 うち重症 名 軽傷 名
要救護者数	名	救助人員 名
活動の状況		
その他参考事項		
報告者氏名		
活動従事者		

様式第4号（第5関係）

防空 第 号
令和 年 月 日

運航監督者 消防保安課長 様

運航管理責任者 防災航空事務所長

緊急運航報告書

要請機関名		連絡先職氏名	TEL
要請者		受信者	
災害種別	1:救急 2:救助 3:災害応急 4:火災防御 5:広域応援		
発生日時	令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分		
発生場所・目標			
要請日時	日 時 分		
要請方法			
現地の気象	天候 視程	風向 m 雲高	風速 m/s m 気温 °C 警報・注意報
着陸場所・到着時間	・ 時 分	燃料補給量	ℓ
運航指揮者		操縦士	
出動隊員		整備士	
出動時間	時 分	出動～現地到着	時間 分
現地到着時間	時 分	現地到着～業務開始	時間 分
業務開始時間	時 分	業務開始～業務終了	時間 分
業務終了時間	時 分	業務終了～現地出発	時間 分
現地出発時間	時 分	現地出発～收容先着	時間 分
收容先到着時間	時 分	收容先着～收容先発	時間 分
收容先出発時間	時 分	收容先発～帰隊	時間 分
帰隊時間	時 分	出動～帰隊	時間 分
消火	回 ℓ	資機材搬送	回 kg
救助	回 人	情報収集	回
救急	回 人	調査	回
人員搬送	回 人	その他	回

緊急運航速報（様式第3号）および災害状況報告書を添付

様式第5号（第7関係）

〇〇第 号
令和 年 月 日

運航管理責任者 防災航空事務所長 様

申請者 (担当者 TEL (印))

防災ヘリコプター災害予防活動使用年間予定表

福井県防災ヘリコプター使用要領第7の規定に基づき、下記のとおり申請します。

年月日	使用目的	飛行経路	飛行時間	搭乗者数	その他参考となる事項
(備考)					

様式第6号（第7関係）

〇〇第 号
令和 年 月 日

運航管理責任者 防災航空事務所長 様

申請者 (担当者 TEL ⑩)

防災ヘリコプター災害予防活動使用申請書

福井県防災ヘリコプター使用要領第7の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用日時 年 月 日 () 時 分～ 時 分
- 2 使用目的
- 3 飛行経路
- 4 飛行時間
- 5 搭乗者職氏名
- 6 予防活動に使用する資機材
- 7 その他

様式第7号（第8関係）

防空第 号
令和 年 月 日

（申請者） 様

運航管理責任者 防災航空事務所長

防災ヘリコプター災害予防活動使用承認書

年 月 日付 第 号で申請のあった防災ヘリコプターの災害予防活動
使用については、下記により承認する。

記

- 1 使用日時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- 2 使用目的
- 3 飛行経路
- 4 飛行時間
- 5 搭乗者職氏名
- 6 予防活動に使用する資機材
- 7 その他

様式第8号（第10関係）

〇〇第 号
令和 年 月 日

運航管理責任者 防災航空事務所長 様

申請者 (担当者 TEL (印))

防災ヘリコプター防災訓練等参加依頼書

別添の防災訓練実施計画概要により防災訓練を実施しますので、次のとおり、防災ヘリコプターの参加を依頼します。

主 催 者	(担当者氏名 TEL)		
防災（消防）訓練の名称			
航空隊の出動希望日時	月 日 () 時 分から 時 分まで (飛行予定時間 分)		
出動場所（施設名）			
希望する訓練内容	種目	1 救急活動 2 救助活動 3 災害応急対策活動 4 火災防御活動	
	内容	1 救急搬送 2 救助救出 3 緊急物資等輸送 4 火災消火 5 広 報 6 状況調査	
場外離着陸場予定地	場所 施設名		
林野火災消火訓練を行う場合、給水場所の所在地、名称、流速、水深等			
その他			

※場外離着陸場の状況がわかる地図、写真等を添付すること。

様式第9号（第11関係）

防空第 号
令和 年 月 日

(申請者) 様

運航管理責任者 防災航空事務所長

防災ヘリコプター防災訓練等参加通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった防災ヘリコプターの防災訓練等参加については、下記により通知する。

記

- 1 参加の可否 (可 ・ 否)
- 2 出動日時 年 月 日 () 時 分～ 時 分
- 3 出動場所
- 4 出動隊員
- 5 訓練内容
- 6 その他